

# 雇用のトラブル！まず相談！！

経営者の皆さん！こんなことで悩んでいませんか？



こんなときは行政機関の相談窓口を御利用ください(使用者からも相談いただけます)。

## 県の労働相談

サンキューロードー  
☎ 0120-9-39610 (フリーアクセス)

※ 携帯電話、IP 電話の方は、下記県民生活センターに直接お掛けください。

月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 (土日祝日を除きます)

相談・申請窓口	所在地	電話
東部県民生活センター	沼津市大手町 1-1-3 沼津商連会館ビル2階	055-951-9144
中部県民生活センター	静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル3階	054-286-3208
西部県民生活センター	浜松市中区中央 1-12-1 浜松総合庁舎3階	053-452-0144

労働相談の内容によっては、

無料・秘密厳守

県労働委員会のトラブル解決制度「あっせん」が利用できます。

### 経験豊富なあっせん員



### あっせんとは

あっせん員が

- ・ 当事者双方の話を丁寧に聞きます。
- ・ 公正中立な立場で双方に歩み寄りを促します。

- ・ 使用者、労働者のどちらからも申請できます。
- ・ 制度についての詳細は、各県民生活センター(上記または県労働委員会事務局(下記)にお問い合わせください。

静岡県労働委員会事務局 静岡市葵区追手町 9-6 県庁東館 14 階

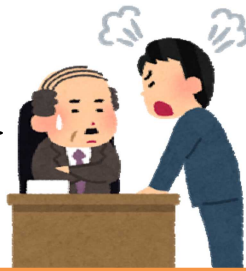
☎054-221-2286 <http://www.pref.shizuoka.jp/roui>

## トラブル予防のポイント

労働委員会のあっせん事例では、  
職場のコミュニケーション不足が目立ちます

### 事例1：労働条件の書面交付

会社側：  
パートでの採用と説明  
したつもりが、正社員で  
の就労と誤解された。



Aさん：  
正社員での採用のは  
ず。労働条件の書面で  
の交付はなかった。

ポイント：労働条件は書面を交付し、説明しましょう。

- ①雇用契約期間、②仕事内容や勤務場所、③勤務時間や休日、④賃金、⑤退職に関する事項は、特に書面で明示する必要があります。(労働基準法第15条)

### 事例2：労働条件の変更

会社側：  
給与に見合った働きを  
していない。給与を削減  
する。



Bさん：  
会社から一方的に給  
与を下げた。納得で  
きない。

ポイント：労働条件の変更は、労働者との合意が必要です。

- 労働契約の変更は、労働者または使用者の一方的決定ではできません。労働者と使用者の合意が必要です。(労働契約法第3条、第8条)

### 事例3：解雇

会社側：  
営業成績が悪い。指導  
しても改善しない。



Cさん：  
突然、解雇を言い  
渡された。

ポイント：解雇は、要件が整わないとできません。

- 従業員を解雇するには、「客観的合理的な理由と社会通念上の相当性」が必要です。(労働契約法第16条)
- さらに、有期雇用契約期間中の解雇は、契約期間満了を待つことなく直ちに解雇せざるを得ない「やむを得ない」理由が必要となります。(労働契約法第17条)